

商工観光労働企業委員会会議記録

商工観光労働企業委員長 小川 克己

1 日 時

令和7年12月9日（火） 午後2時29分から
午後4時06分まで

2 場 所

第6委員会室

3 出席した委員の氏名

小川克己、宮成公一郎、志村学、後藤慎太郎、御手洗朋宏、堤栄三、三浦由紀

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

今吉次郎、吉村哲彦

6 出席した執行部関係者の職・氏名

商工観光労働部長 小田切未来、企業局長 渡辺淳一 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第114号議案、第115号議案及び第124号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 企業立地表明について、県観光の更なる発展に向けた検討状況について、観光誘致の状況について及び経営戦略アクションプラン見直し（素案）について、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主査 坂口泰弘
政策調査課政策法務班 副主幹 油布陽一郎

商工観光労働企業委員会次第

日時：令和7年12月9日（火）14：30～

場所：第6委員会室

1 開 会

2 企業局関係

14：30～14：50

(1) 諸般の報告

①経営戦略アクションプラン見直し（素案）について

(2) その他

3 商工観光労働部関係

14：50～16：20

(1) 付託案件の審査

第114号議案 大分県中小企業活性化条例の一部改正について

第115号議案 大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正について（総務企画委員会へ合い議）

第124号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）（本委員会関係部分）

(2) 諸般の報告

①企業立地表明について

②県観光の更なる発展に向けた検討状況について

③観光誘致の状況について

(3) その他

4 協議事項

16：20～16：25

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

5 閉 会

会議の結果

小川委員長 ただいまから、商工観光労働企業委員会を開きます。

今日は、委員外議員として今吉議員、吉村哲彦議員に出席いただいています。

ここで、委員外議員に申し上げます。

委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより企業局関係の審査に入ります。

今回、企業局では議案等の審査はありませんが、執行部より報告したい旨の申出があったので、これを許します。

それでは、①について報告をお願いします。

三好総務課長 今年度計画期間を満了する大分県企業局経営戦略アクションプランの見直し素案について御説明します。1ページをお開きください。

上段の1概要を御覧ください。

アクションプランの構成・項目については、今回の見直しでは、大分県企業局経営戦略の残りの計画期間に合わせて、現行のアクションプランを2年間延長するため、現行どおりとしています。

下の表を御覧ください。本アクションプランは、経営戦略に基づき、推進施策ごとに目標指標を設定しています。今回の見直しによって新たに設定した目標指標は赤字で示しています。

黄色で示している主な見直し内容について御説明します。2ページを御覧ください。

まず、戦略の柱Ⅰの共通事項の1環境変化に対応できる組織運営・人材育成です。昨今の人材不足といった状況を踏まえ、採用方法の検討に加え、大学等へのリクルート活動やSNS等を活用した広報活動、インターンシップなど、人材確保に向けた取組を強化していきます。

次に、戦略の柱Ⅱの電気事業の1発電所リニューアルの推進です。芹川第一発電所及び芹川第二発電所は令和10年度、桑原発電所は令和11年度の営業運転開始を目指し、着実にリニューアル工事を進めていきます。

工業用水道事業の3浄水場の老朽化対策、老朽化管路の更新です。老朽化が進んでいる大津留浄水場の更新の在り方について早急に検討し準備を進めるとともに、埋設管路についても計画的に補修・更新を行っていきます。

最後に、戦略の柱Ⅲの共通事項の2県政貢献です。電気事業から一般会計への繰出について、新たな目標を設定し、計画的に繰り出していきます。

続いて、投資・財政計画について御説明します。3ページを御覧ください。

まず、左側の電気事業ですが、現在進めている発電所のリニューアルに伴い、既存設備の撤去工事費等を特別損失として計上するため、赤色の折れ線グラフのとおり、令和8年度は2億2,200万円、令和9年度は7,300万円の赤字となる見込みです。

令和10年度以降は、芹川第一発電所及び第二発電所のリニューアル完了により営業運転が再開され、収支は回復に向かう見込みです。

なお、令和8年度及び令和9年度の水力発電所のFIT以外の売電先については、先月実施した公募型プロポーザル審査委員会の結果、九州電力株式会社を契約候補者と決定したので、御報告します。

次に、右側の工業用水道事業については、給水ネットワークを用いた隧道点検や水管橋塗装工事等に伴い、委託費、動力費、修繕費等の支出や特別損失が増加するため、赤色の折れ線グラフのとおり、令和8年度は6億4,500万円、令和9年度は6億9千万円の赤字を見込んでいます。

令和10年度以降も、老朽化した施設の補修や更新等により、厳しい収支状況が続くと見込

まれますが、コスト管理の徹底などを通じて、収支の改善に努めます。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 どうもありがとうございました。

この県政貢献の電気事業。これはもう毎年で、工業用水道事業の方はもうちょっと中断してるんだけどね。結構その今の利益の状況を見ると、両方赤字ですよ。その中でも、電気事業はこういう形で県政貢献しようと。工業用水道事業の場合には、そこら辺その考え方はどうなのか。やはり県政貢献として復活させるとかいう話はないんだろうか。

渡辺企業局長 我々も利益が出るような形で事業をやっていきたいと思っておるんですけども、工業用水道事業はさきほどちょっと説明がありましたとおり、老朽化が進んでおりまして、これにこれからコストがかなりかかってくると思っております。その中で、さきほどの収支見通しのような形でマイナスになってますので、これを何とかプラスになるような方法がないかを考えていきながら、結果的にかなり長期にはなってくると思いますが、それでまたプラスが出るような形になれば、その中で県政貢献を考えていきたいと思っております。（「はい、分かりました」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別にないので、これをもって企業局関係を終わります。執行部はお疲れ様でした。

〔企業局退室、商工観光労働部入室〕

小川委員長 これより、商工観光労働部関係の説明に入ります。

本日は、委員外議員として今吉議員、吉村哲彦議員に出席いただいています。

初めに付託案件の審査を行います。第114号議案大分県中小企業活性化条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

小田切商工観光労働部長 商工観光労働部長の小田切です。

初めに、先月18日に大分市佐賀関で大規模な火災が発生しました。亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被害に遭われた皆様に心から御見舞い申し上げます。県としても、大分市や関係機関と連携し、1日も早い生活再建に向け支援策の早期実施に全力を挙げますので、よろしく申し上げます。

改めて、皆様におかれては、商工観光労働行政をはじめ県政の諸課題に対し、日頃より御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

本日は付託案件3件、諸般の報告3件について説明します。よろしく申し上げます。

早速ですが、担当所属長から順次御説明します。

市原商工観光労働企画課長 資料の2ページを御覧ください。第114号議案大分県中小企業活性化条例の一部改正について、御説明します。

1の条例の概要ですが、この条例は中小企業・小規模事業者の活性化を図るため、いわゆる理念条例として、中小企業の振興に関する基本理念、県の責務、施策の基本となる方針等を定めたもので、平成25年に制定しました。

条例改正の理由として、2の法改正の背景・概要に記載のとおり、賃上げや価格転嫁の実現に向けて、中小受託事業者との取引の公正化や利益保護を図るため、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法が本年5月に改正されました。

法改正の主な内容としては、①の用語の見直しとして、下請事業者が中小受託事業者に、親事業者が委託事業者に、下請取引が受託取引に改められます。

また、法律の名称も下請代金支払遅延等防止

法が製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律に改められ、下請中小企業振興法が受託中小企業振興法に改められます。

このほか②、③では規制の見直しとして、協議を適切に行わない代金額の決定や手形払等を禁止するなどの改正内容になっています。

3の条例改正の概要ですが、今般の法改正により、下請という用語については、発注者と受注者が対等な関係にない印象を与えることや時代の変化に伴い、発注企業側でも使用されなくなってきていることから、受託という表現に見直されたことに伴い、条例の規定を整備するため、第16条第6号中の下請取引という文言を受託取引に改正するものです。

4の施行日については、法施行日と同じ令和8年1月1日としています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 どうもお疲れ様です。

今回法律改正で中小受託取引適正化法が変わったということですね。中でもこの前、国の説明会に僕は参加したんだけど、結構下請Gメンとか、せっかく法律を作った以上は、魂がやっばなければだめだね、結局いろいろな形を変えたとしてもね。そこら辺で、県としても労働局なんかと協力しながら、どういう受託事業者の保護を図っていくのかなというところが一番心配なの一つ。

それと、下請代金等の禁止で、手形サイトはかなり短くなってきているんだけど、これ完全に禁止ということになると、商習慣上どうなのかなというのはちょっと気になるところだけど、その2点を少し教えてください。

市原商工観光労働企画課長 それでは1点目、法改正に伴って県の対応をどうするのかというところですね。県は指導監督等の権限はございませんので、あくまでも適正な価格転換等が進むように、こういった今回の法改正の趣旨をしっかり周知していくということで、10月30日、それから12月2日に、中小企業庁あるいは公

正取引委員会と連携して、セミナーを開催しました。10月30日は約100名の参加がありました。それから12月2日は、124名の参加があり、こういった取組を引き続きしっかり進めていきたいと考えています。

工藤工業振興課長 この手形払いの禁止は、あくまでこの受託者、いわゆる旧下請の関係の中だけの世界であり、他の商習慣を否定してはなりませんので、やはり受託者の利益を最大限保護するというので、こういう法律の改正になったと理解しております。

堤委員 ちょっとごめん。

結局どうということなの。簡単に元請下請の関係でね、手形はずっと今商習慣でこう払ってるよね。公共事業も普通の民間でもね。それを基本的には、この法律上では禁止をしてる。それは守らんでいいわけ。結局商習慣だからって手形をそのまま生きていいということ。（「いやいや、生きていたら駄目です」と言う者あり）駄目だろう。手形は基本的に禁止。だからそういうことを考えたときに、結局は手形っていうサイトがあるから、その間の資金繰りといろんな問題があるから、手形サイトがあるわけですよ。それがなくなるわけですよ。それで商習慣上は大丈夫なんですか。元請下請との、簡単には元請の方やから。手形発行が禁止されれば、資金繰りとかいろんな面が問題なってくると思うんだけど、そこら辺の手当は大丈夫ですか。

工藤工業振興課長 元請は基本的に体力がある、財力があることが前提になっておりますし、法改正の後、施行まで一定期間猶予がありましたので、そこは元請でしっかり、もう手形が使えなくなるということで準備されていると理解しております。

堤委員 大手はいいんですよ。別に手形を使わなくても。元請になる場合には、工務店の場合でも、小さな中小建設関係でも元請になるわけでしょう。それから発注したりするわけだから。

（「いや、規模が決まっていますので」と言う者あり）規模がね。何ぼ以上。

工藤工業振興課長 法律でしっかり規模が決まっています。従業員が300人とか。すみませ

ん、ちょっとろ覚えで申し訳ないんですけども。小さいところが発注しても、それはこの法律の対象外となります。

堤委員 分かりました。

それと、さっき元請下請との関係で県は直接権限がないということ。権限がないのはもう十分分かっている。労働法制ですから。だから、労働の中で、結局、労働局との協議をいろいろしながら。大分県には公正取引委員会がないじゃない。だから、そういう事例があったとき、直接の窓口になるのは市役所とか県になるじゃない。その時には、うちは関係ないよというわけにはいかんわけでしょう。だから、そこら辺の相談体制、そういうのは十分取れるのかな。

市原商工観光労働企画課長 今あるのが、下請かけこみ寺というのを中小企業庁が各都道府県に設置しております、そこに相談員を置いて、無料相談を受けています。そういう取組を引き続きしっかりやっていきたいと考えております。（「はい、分かりました」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

今吉委員外議員 中小企業って今、すごく苦勞しているじゃないですか。そういう中で下請を受託に変えるということは分かるんですけど、やっぱりそういうのに規制をかけてあげないと、うまく浸透していかないんじゃないですかね。県にそういう権限もないとさっき言っていましたけど。ただ下請を受託に変えるだけで、それを徹底的に周知しないと、まして規制もかけていかないと、平気で違反もしてもしようもないんでしょうから、そこは組織としてどうなんですか。

小田切商工観光労働部長 これは恐らく中小企業庁が法律を変えていると思うんですけども、基本的には名称の変更ということで検討していて、これが1月1日から施行になりますが、やっぱり一番大事なのは、議員御指摘のとおり、しっかり周知をして、コミュニケーションを取って、また労働局と連携することが最も大事な

ことだと思っております。我々は関係ありませんからと言うわけにいきませんので、そういった周知と連携はしっかりやっていきたいと思っております。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第115号議案大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正についてですが、本案については、総務企画委員会に合い議をしていることを申し添えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

佐藤産業人材政策課長 資料の3ページを御覧ください。第115号議案大分県立工科短期大学の設置及び管理に関する条例の一部改正について、御説明します。

大分県立工科短期大学は、職業能力開発促進法に基づき、平成10年4月に開校したものです。今回、工科短期大学の職業訓練に聴講生制度を導入するにあたり、本条例の一部を改正します。また、附則により使用料及び手数料条例の一部を改正し、聴講料、入学考査料、入学料を設定します。

1の県内企業の人材育成に関する現状・課題を御覧ください。

人手不足が深刻化する中、入社後のOJTが一層重要となっています。また、企業には生産性向上が求められており、社員のリスクリングの重要性が増しています。工科短期大学は、近年入学定員を充足していないため、学生以外の社会人などが授業に参加することが可能になっています。

このような中、県内のものづくり企業の若手人材の育成や在職者のリスクリングを推進するため、聴講生制度を導入したいと考えています。

2の聴講生制度の導入を御覧ください。聴講

生は業務に必要な科目、例えば業務でCADを使うのであればCADに関連する科目を選択し、在校生と同じ事業を受講します。在学期間は1年で、年間の履修単位数の制限はなく、終了時は修了証書を発行します。

工科短期大学では既に在職者向けの1科目12時間程度の短期セミナーを企業従業員のリスクリングとして行っていますが、今回は必要な科目の基礎から応用までを働きながら体系的に取得できるので、企業の人材育成に貢献できると考えています。なお、企業からも従業員のスキルアップのため、工科短期大学で専門課程を受講させたいとの声もいただいています。

次に3使用料及び手数料の設定を御覧ください。聴講料については、授業料を卒業に必要な単位で割り戻した4,500円としたいと思います。これは他県の工科短期大学等と同等の額となります。加えて、入学考査料を4,900円、入学料は県内在住者2万8,200円、県外在住者4万2,200円としたいと思います。

実施スケジュールですが、条例の施行日を12月下旬とし、令和8年2月から募集開始、来年の4月入学に間に合わせたいと思います。なお、4月と10月の年2回の入学とします。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

御手洗委員 今の説明を伺う限りでは、企業側からもかなり求める声があるという感じなんですけれども、全国的にこういうことをしている県がどのぐらいあるのかなと思うんです。私の聞くところによると、なかなか聴講生が集まりにくいのが現状じゃなかろうかと思えます。そういった他県の事例も十分参考にされたのかなと思うんですけれども、それを踏まえて、多ければいいという問題じゃないんですけれども、せっかく開いて毎年1人か2人であれば、それもどうかと思うんです。

改正しないことには始まらないんでしょうけれども、今後の聴講生を集める算段とか、あるいは具体的にどれぐらいの人数を見込んでいるのかとかがあれば教えていただきたいと思いま

す。

佐藤産業人材政策課長 今、聴講生制度がある工科短期大学は、大体全国で5件となっております。やはりどのように人を集めるかが課題だと思っております。そこは工科短期大学の教員を中心として、各企業の話聞きながら、こういう声があるということで、しかも今、企業側も、例えば今までであれば理科系の大学生が採用できていたものが、採用できなくなって文化系の大学生を採るようになった。そうすると、こういうリスクリングでやっぱりレベルアップをしていくことが重要だという声も聞いておりますので、そういう声を拾い上げながら、成果を上げつつ人員を増やしていきたいと考えております。

御手洗委員 今の説明は分かりましたけど、やっぱり気になるのは、どこも人が足りていない中で、お金の問題もありますけど、長い目で見れば当然必要だと思うんですけども、聴講生として企業側も送り出す状況にもないかと思えますので、是非しっかりと取組をしていただきたいと思えます。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

吉村委員外議員 すみません、1点だけお願いします。

入学資格を県内、また県外でも県内に本社があるとかくった理由があればお伺いします。

佐藤産業人材政策課長 まず、やはり工科短期大学は大分県立というのはありますが、大分県のためにというのがまずベースであります。

そういう中で、例えば県内に本社があるんですけど、工科短期大学は中津市なので、福岡県の豊前市とかに工場があるところがあります。そういうところの方々を対象にしないわけにもいかないんで、そこも対象としましょうと。ただ一方で、豊前市に本社があつて、大分県に全くゆかりがないところまで我々がやる必要があるかということも議論して、当面はやはり大分県の企業のためにしっかりやろうとなり、大分

県の企業ということを前提としました。

小川委員長 ほかにありませんか。

今吉委員外議員 説明ありがとうございました。

工科短期大学は、ここ何年もずっと定員割れなんですよね。そういう定員割れの中で、聴講生制度というのも悪いとは思わないんですけど、もっと定員が増えるような施策等を打って、聴講生というのは1年か2年でしょうけど、専門的な単位だけを学ぶんですかね。そこだけ学んで資格を取るという制度になるんですか。

佐藤産業人材政策課長 まず、聴講生制度についてですが、やはり自分の会社がやっている業務、例えば、さきほど説明しましたようにCADであればCADを本格的に工科短期大学で習うことを目的としておりますので、聴講生については、その企業として必要な科目だけ勉強していただくと考えております。

ただ、議員御指摘のとおり、定員がなかなか埋まらないという問題もございまして、今、実は工科短期大学の校長と当課で、大分県内の公立私立問わず全高校を回って説明をしています。そういう中で、3年生をお願いしますという話も当然するんですけど、例えば、大学に行きました。でも、やっぱり自分には合わないなという方も当然出てきますので、そういう時に、高校に帰って、先生、自分はもうあの大学は合わないから辞めたいよという話があったときに、例えば工科短期大学はどうですかと紹介してもらおうとか、そういう形で、高校3年生に限らず様々な人材に対するアピールをしている状況です。

今吉委員外議員 聴講生というのは、1年か2年でしょうけど、毎日行くわけじゃないんでしょう。月に何回とか、そういうレベルじゃないんですか。

佐藤産業人材政策課長 取る科目にもよるんですけど、やはり授業がある日のその時間だけ来てもらうということになっております。

今吉委員外議員 それは、授業は工科短期大学の学生たちと一緒に受けるんですか。

佐藤産業人材政策課長 今回の聴講生は、同じ授業を一緒に受けてもらうことが一番重要にな

っております。これはまた、聴講生で来た生徒を見ることによって、その企業に対する関心も高まってくるんじゃないかということも含めて、一緒に授業を受けてもらうことを考えております。

今吉委員外議員 僕も校長に会いに行ったりするんですけど、やっぱりいつも校長が言うのは、定員割れがずっと続いているじゃないですか。だから、定員割れがないような魅力づくりをもっとどうするかということも大事だと思いますし、僕が前に言った4年制にするとか、極端な例は。レベルアップのためにも頑張ってください。よろしくお願いします。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これより採決に入ります。

なお、本案について、総務企画委員会の回答は、原案のとおり可決すべきとのことでした。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

村上商業・サービス業振興課長 第124号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会関係部分について御説明します。

資料の4ページの一番上を御覧ください。物価高騰対応プレミアム商品券支援事業27億2,100万円です。なお、この事業のスキーム図や想定スケジュールなどを記載した資料を5ページに添付しているので、併せて御覧ください。

この事業は、物価高騰の影響を受ける生活者の家計負担を軽減し、県内消費の下支えによる地域経済の活性化を図るため、市町村と連携し、プレミアム商品券を発行する商工会・商工会議所等に対し支援するものです。

販売する商品券のプレミアム率は市町村が設

定することとし、県は20%のプレミアム相当分と発行等に係る事務費の2分の1を市町村に対し補助します。なおプレミアム部分については、市町村が10%を上乗せ負担し、計30%のプレミアム付きで販売する形を目安として考えています。

この予算により可能となる発行規模は、市町村の上乗せ分を含め150億円程度となります。

阿部産業GX推進室長 同じく資料4ページの上から2番目を御覧ください。LPガス等価格激変緩和対策事業8億3,100万円です。

この事業は、LPガスの消費者や特別高圧契約で受電する中小企業等に対して、本県独自の支援を行うものです。

国による電気・ガス料金の激変緩和措置が来年1月から3月まで再度実施されることを受け、国の支援の対象外となるLPガス消費者や特別高圧で受電する中小企業等への負担軽減策を実施します。

事業内容について御説明します。まず、LPガスについては、契約を行っている一般消費者等に対し、来年1月から3月分として一契約当たり1,866円を支援します。これは、国による都市ガスの世帯当たりの支援額と同額としています。具体的には、県LPガス協会を通じ、LPガス販売事業者に対し割引原資を補助するものであり、これまでと同様に、契約者が申請手続を行わずに値引きされる仕組みとし、原則令和8年2月の検針分から値引きします。

また、値引きを行うLPガス販売事業者に対する事務費の助成を行い、事務負担の軽減を図ります。

次に、特別高圧契約で受電している中小企業等への支援についてですが、来年1月、2月分の電力使用量に応じ、国と同様に、1キロワットアワー当たり2.3円、3月分を1キロワットアワー当たり0.8円補助します。来年5月以降に各事業者から申請を受け付け、補助金を交付します。

これらの取組を通じて、LPガス消費者や特別高圧電力を使用する中小企業等における経済的負担の軽減を図ります。

加来先端技術挑戦課長 同じく資料4ページの上から3番目を御覧ください。中小企業等省力化・生産性向上支援事業1億5,500万円です。

この事業は人手不足対策に向けた省力化や生産性向上を図るため、ロボットやデジタルツール等の導入を行う中小企業等に対し、国の補助事業を活用して、県が上乗せの補助を行うものです。

まず、国の中小企業省力化投資補助金のカタログ注文型です。人手不足解消に効果的な汎用製品をカタログから選択・購入できるようにすることで、簡易で即効性のある省力化投資を促進します。

次に、今回新規で上乗せ補助の対象とする中小企業省力化投資補助金の一般型です。この補助金は、個別の現場や事業内容に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を支援します。

いずれも国の補助率2分の1に県が上乗せの補助を行い、補助率を3分の2に引き上げます。特に賃上げに取り組む企業については補助率を4分の3まで引き上げ、重点的に支援します。

最後に、国のIT導入補助金のインボイス対応型です。この補助金は労働生産性の向上を目的として、業務効率化やDX等に向けたITツールの導入を支援します。

国の補助率は元々3分の2と高率であることから、賃上げに取り組む企業にのみ上乗せの補助を行うこととし、補助率を4分の3に引き上げます。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

堤委員 これは事前に説明をいろいろ聞きましたけど、少しだけ質疑しますね。

まず、プレミアム商品券の関係で、市町村事業で実施、具体的な中身は決まってくると思うんだけど、特に低所得者、例えば2千円券、千円券とか、そういうものを使うことによって低所得者も使い勝手がいいようにしないと。1万円券だけにするとかじゃなくて、そういうち

ケットの工夫は当然市町村がするんだろうけれども、県としてどういう対策を取るように検討しているのかというのが1点。

それと、LPガス。これは1,866円なんだけれども、家庭がどうやってその1,866円の支援を知るか。検針に来るじゃない。あの中に書くのかなとか、引落としたりしたらどうするんだろうとか。せつかく引き下げられるのに、それをやっぱり実感してもらわないといけないわけだから。そこら辺をどうするかということ。

最後に中小企業等省力化・生産性向上支援事業の関係で、確かにこれは悪いことは言わないね。別にいいですわ。ただ、対象がこの補正予算では95社と非常に少ない状況もあるわけ。だから、もっと使い勝手がいいようにすることと併せて、今度、岩手県とか福島県が補正予算で10億円とか27億円。直接3万円とか5万円とか8万円とか、中小企業で賃上げしたところに支給する制度も作ろうとしているわな。だから、県としてそういうところまでまず考えたかということちょっと聞いてみたい。そこら辺を教えてください。

村上商業・サービス業振興課長 お答えします。

さきほどお話いただいた低所得者向けの例えば千円券ですけれども、最終的に制度を実施するのは市町村ですので、そこら辺は今から協議することにはなりません。この事業自体が、低所得者向けというよりは物価高騰に対応するための、生活者の家計負担の支援ということで作っておりますので、低所得者向けだけというわけではございません。そこを御理解いただければというのが1点。

ただ、そうは言いながら、やはり低所得者向けの支援も必要ですので、そこは制度を実施する市町村とよく話をして、どういう形であれば市町村が実施できるか。例えば千円券を発行することになると、1万円券が10倍になるので、どうしても印刷の経費がかかってきます。また一方で、電子でやる市町村も恐らく出てこようかと思っておりますので、そこら辺は各市町村の実態に合わせながら、なるべく低所得者の方も購入

できるような制度はどういうものかはこれから一緒に協議をしていきたいと考えております。

阿部産業GX推進室長 1,866円のLPガスの値引きについて、一般家庭の方、県民の皆様がどうやって知るかということです。

1点目は、正に堤委員御指摘のとおり検針票に、県からの補助という形で何円引かれますと出ます。機械で出る分もありますし、手書きの分もありますけど、そういった形で周知というか知っていただくことになります。

もう一つが、以前常任委員会で志村委員からも御指摘いただきましたとおり、県民の皆様に対して、これまでチラシのポスティング、それから新聞広告等でアナウンスをしていたのに加え、前回から、県政だより新時代おおいたへの記載や県政ラジオ、それから県のホームページ、県が運用するXとかFacebookとかLINEなどの公式SNSがあるんですけども、そちらでの発信も前回から実施しており、県民、一般家庭の皆様に対する周知も強化しています。**加来先端技術挑戦課長** 中小企業等省力化・生産性向上支援事業についてです。

今御指摘がありましたように、今回の補助事業で想定している全ての補助対象は、積算上95件となっています。これは昨年度の実績を基に積算していますが、新しく対象にした省力化投資補助金一般型については、国に申請した大分県の企業が全部県に申請してくるという立て付けで積算しているところです。

県としても、ホームページに制度の周知をする記事載せているほか、県内7か所でDXに関心がある経営者の方を対象としたセミナー等を行っていますし、そこでなるべくこういった制度を使ってほしいとPRをしています。今委員からも御指摘があったように、より多くの申請が上がってくるように、PRのやり方も今後考えていきますし、なるべく多くの方に使ってもらえるように取り組んでいこうと思います。**黒川雇用労働室長** 委員から、岩手県とか福島県のような直接支援はしないのかという御質疑をいただきました。

確かに、そのような直接支援は中小企業・小

規模事業者の賃上げに対する一時的な負担軽減にはなり得ると考えておりますが、一方で本県では、生産性向上を促す設備投資や資金繰りを支援することで中小企業・小規模事業者の長期的な収益の向上につなげて、持続的な賃上げを続けられると考えております。9月補正で予算を付けていただいたので、この執行をしっかり頑張っていきたいと考えております。

堤委員 どうもありがとうございます。

プレミアム商品券については、確かに物価高騰対策なんだけれども、買える人はいいわけだね、何万円でも。しかし、実際には低所得者ほど、物価高騰は青息吐息の状況ですわ。だから、そういうところが本来は重点的に使えるようにすべき。市町村と協議をすると言うけれども、そこら辺は県としても、是非低所得者の方々も使えるようなものにしてほしいという話をしてほしいと思います。これは一つ要望です。

それと雇用の関係でいくと、持続的な生産性向上というのは、これはもう構造的な問題だから、それは単に補助金を出したら生産性が上がるというものじゃない。つまり、さっきの話だけど、元請下請の単価の問題とか、いろんなやつが、総合的に対策が取られることによって生産性というのは向上していくわけだから。だから、補助金も一つのインパクトはあるかも分からんけど、しかし賃上げが一番困っているのは事業主です。1月から実際に上げていかんわけだから。しかし、実際に上げるためのいろんなことをしようとしたとしても、なかなかそこまでは補助は出ない、直接支援がないということだからね。

だから、県としてそういうことを一切考えてこなかったのかどうか。つまり、直接助成を考えてこなかったのかということちょっと聞かせて。

黒川雇用労働室長 さきほどの繰り返しにはなるんですが、結局、直接支援で一時的に差し上げて、そのときの今年度だけの負担軽減にはなるとは確かに思っております。ただ、そうではなくて、賃上げした後も賃金を下げるわけにいかないんで、ずっとこのレベルで賃金を支払

っていかなければいけないのが経営者側の義務であると思っております。そのためには、生産性向上——さきほどの価格転嫁も含めてですが、そういう賃金を払えるだけの原資を作っていくところが一番大事ではないかと思っております。我々としては、長期的な収益を確保できるための、生産性向上のための機器設備等に支援していきたいと考えております。

堤委員 説明はよく分かるんだね。さきほどから言っているとおり、パッケージ的に、結局中小企業の体力を付けていかなきゃいけないわけだね。だから、今回助成金をすることによって、賃上げの2分の1とか4分の3とかあげることによって、それを継続していくかということ、それはなかなか難しい。だからこそ、そういう一時的なインパクトもあるような一時金をまずあげる。それプラス、価格転嫁の問題とか、下請単価の引上げとかを一緒にやらないと。これも一生のことなんです。結局、継続的にこれぐらいの金額をあげたとしても、ずっと一生これでいくというわけじゃないんです。単価そのものを、元請下請関係を改善させていかないとだめだから、そういうところまで考えてやらないと、やっぱり中小零細事業者はやっていけないし、これを活用できないという状況だと思いますから。これも是非要望しておきます。

あと加来課長、これは使い勝手が悪いということをよく聞くんだけど。前のやつも。そこら辺の使い勝手はどう改善させているか、それをちょっと教えて。

加来先端技術挑戦課長 使い勝手が悪いというのは、多分申請の関係とかだと思うんですが、申請関係で出していただくのは、国で補助を受けた内容が分かる書類なので、改めて作っていただくものではないため、かなり簡素化していると思っております。今までむしろ意見があったのは、省力化投資補助金の一般型がなぜ対象にならないのかというものだったので、それについては今回措置しました。（「はい、分かりました」と言う者あり）

小川委員長 ほかにありませんか。

宮成副委員長 2点ほど。

まず、プレミアム商品券の話で、さきほど村上課長からスマホアプリの話もちょっとあったかと思うんですけども、県下のかんりの自治体がアプリを導入していると思うんですけども、もしその状況が分かったら教えてください。

それから、さきほどの加来課長のお話ですけども、カタログ注文型は、商品の追加、拡充といった声が強かったと思うんです。そうした中で一般型が出てくると、ちょっとそこの背景等も知りたいんですけども、申請する方としてはかなり一般型の方がそれこそ手間がかかるんじゃないかなと思うんですけども。そうでもないのかな。今後、一般型からまたカタログ注文型へ移行するような商品というか設備も考えられるんですか。カタログ注文型と一般型の関係性について教えていただけるとありがたいです。

村上商業・サービス業振興課長 お答えします。

電子商品券、いわゆる何とかペイという、竹田市であればたけたんPayというのをされているんですけども、前回のプレミアム商品券のときは6市町が導入をされており、今回まだ聞き取り調査の段階ですけども、そこに玖珠町が加わって7市町で実施の予定です。

加来先端技術挑戦課長 さきほどの御質疑に対してですが、まず、一般型の申請が大変になるんじゃないかということですけど、これも国に申請した内容を県に出していただければいいので、既に作ったものを提出していただくという意味では、カタログ注文型と一般型は基本的に変わらないと考えています。

カタログ注文型と一般型の違いですが、今委員から御指摘があったように、カタログ注文型は制度が始まった時点では圧倒的にカタログに載っている品数が少なく、それで皆さん利用がなかったんですが、今、そういう声を受けて品数が1,300件に増えています。県でも昨年までは実際に国に申し込む方がいなかったんですけど、今年になってからは国に申請している方が少なくとも17件程度いるということなので、その方たちが全員県に上乘せの申請をし

ていただければと思っています。

カタログ注文型と一般型の関係なんですけど、カタログ注文型は、正にカタログに載っている清掃ロボットであったり券売機であったり測量機等を買えば補助の対象になります。一般型は基本的にはオーダーメイドまたセミオーダーメイド型の設備の導入であったり、もしくはシステム構築等になってきます。例えば、物としては、自動計量包装値付機——商品の重さを量って、ラッピングして、それが重さ等から一体いくらになるのかという値段のシールまで印刷して、さらにその印刷したシールを貼って製品にしていくというのが、今まで人の手でやっていたらかなり時間がかかっていたんですけど、そういったオーダーメイドで、その現場に合うような作り込みをしたシステムや設備が対象となっています。

宮成副委員長 ありがとうございます。

とすると加来課長、一般型から汎用性を持たせて、この後カタログ注文型に移行するようなことはあまり想定されないということですね。

加来先端技術挑戦課長 はい。全く別の物になるので、オーバーラップすることはないと思います。

小川委員長 ほかにありませんか。

志村委員 LPガスの支援ですけども、これが第3弾だと思うんですよね。それで、第1弾の時は確か国費じゃなかったかなと思うんですけども、第1弾、第2弾はどうだったですかね。

阿部産業GX推進室長 LPガスについては、初回が令和5年7月補正で、回数としては今回が5回目になります。基本的にはそれぞれ全部国費で支払い、一般財源は使っていない状況です。

志村委員 今回、なぜLPガスは県単になったんですか。

阿部産業GX推進室長 こちら、財源は県単ではありません。こちら重点支援地方交付金から充当する形になっております。

志村委員 県単と言わなかったかなと思って。県の事業という意味。

阿部産業GX推進室長 そうです。財源は重点

支援地方交付金なんですけれども、県から交付するということで、さきほど県の補助という表現をさせていただきましたが、財源は国からのものです。

志村委員 それで、新聞発表は7千円で電気と都市ガスと書いている。なぜ、そこはLPガスが外れた表現になっていたのか。やっぱりLPガスの方が断然普及率が高いわけですから、大分県民にとっては当初からこれが入るといのは当たり前じゃないかなと思うんですよね。だから、その表現がちょっとまずかったかなと思いますし、7千円というのはしっかりした値段だと思うんです。LPガスは今度1,866円ですから、1か月約600円ですね。しかも振込なんです。だから、実感が本当に湧かないということは確かに言えると思うんです。今話があったように、請求書にマイナスをちゃんと書いてはいるものの、なかなか実感として補助したなという気持ちにはなりにくいんですね。

だから、電気の5千円強についてはどういうやり方をするのか、都市ガスはどういうやり方をするのか、ちょっとそこだけ説明して。

阿部産業GX推進室長 今回の支援について、基本的には都市ガス、そして電力についても低圧、高圧、特別高圧と3種類あるんですが、都市ガスと電力の低圧と高圧については国が直接補助、支援することになっております。

国の支援の対象外となる都市ガスではないLPガス、そして最後残った特別高圧、この2個については、国が県に重点支援地方交付金という形で財源を交付しながら、それを基に県が実施するという形を取っており、確か新聞紙面で7千円ということはよく出てきているかと思えます。7千円につきましても、さきほど、例えば一般家庭で申し上げますと、いわゆる低圧、一般の家庭は低圧が多いと思うんですけど、一般家庭の方が低圧で支援を受けるのは概ね5,430円ぐらいを試算しています。それに都市ガスの分は国が1,866円を想定していて、合わせて7,296円ということで大体7千円となります。

今回、都市ガスと同じ1,866円を支援することで、ガスはそうなんですけれども、電力は、一般家庭については、さきほど申し上げた5,430円の支援が国から直接受けられますので、合わせるとやっぱり7千円代の支援を受ける形になっております。

支援そのものが、電力は国から直接支援するんですけれども、LPガスについては、財源は国なんですけれども、県を挟んで支援するという形で、二つから支援するような形に見えるんですが、実質的には7千円強の支援を受けるという形になっております。

志村委員 よく分かって言っているんだけど、何か県民に実感をね。物価高に支援することについて、もう少し金額も含めて実感のあるような方法、何かすっきりした方法はないのかなと率直に感じます。

だから、前回も言いましたように、やっぱりよくPRをして、県民にしっかりやっているですよということを知らせる方法を十分に考えていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、これより採決に入ります。

本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。まず①について報告をお願いします。

小野企業立地推進課長 資料の6ページを御覧ください。企業立地表明について御説明します。

昨日、日出町にあるサンリオキャラクターパークハーモニーランドを運営する株式会社サンリオエンターテイメントが本県と日出町にエンタメリゾート化計画を表明し、小巻社長から知事と安部日出町長にこの計画の基本構想となる天空のパーク構想が発表されました。

この構想では、ハーモニーランドの雄大な地形をいかした全体イメージなどが示され、一年中快適に過ごせる屋根の整備や新しい施設、アトラクションのリニューアルのほか、長期滞在できる隣接ホテルの構想など、今後様々な要素が検討される予定です。

本県の観光振興や地域の活性化が期待できる壮大な構想であり、県としてもこの構想が実現できるよう、その取組を後押ししていきたいと考えています。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

三浦委員 現状でも、連休とかになると結構道路まで車のはみ出ししてくるときがあるんですが、県として、そういう駐車場や道路の改修とか、その辺は何か考えていますか。

小野企業立地推進課長 昨日、サンリオエンターテイメントからは基本構想の発表に基づく内容説明がありまして、具体的な事業計画について今後半年程度をめどに発表するとしていますので、我々としては、まずは明示された構想が基本計画に盛り込まれるよう、企業との協議を重ねたいと考えております。

その中で、園内での駐車場等、規模が我々で認識できれば、そういったところの対応も協議したいと考えております。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、次に②と③について報告をお願いします。

相本観光政策課長 資料の7ページを御覧ください。

今年の3月、県観光のさらなる発展に向けた有識者会議で取りまとめられた内容について、これまでの検討状況を御報告します。

まずは、県観光を推進するために検討が必要とされた宿泊税等特定財源についてです。

資料上段①観光振興財源検討会議についてです。上から3段目、10月6日に開催した第3回会議では、市町村からの意見を説明した後、仮に宿泊税を導入した場合の制度設計、具体的には税率、免税点、課税免除等について、先行事例の紹介と論点整理を行いました。

委員からは、税率は事業者の負担を考慮すると定額制が望ましく、さらに料金に応じた段階的定額制が適当である、行政サービス受益の観点から免税点なしが適当、修学旅行等は政策的観点から課税免除を考慮し得る、適正に課税徴収し続けるための賦課徴収の方法についても検討が必要等の意見が出され、引き続き様々な要望を踏まえながら検討されたいとの発言がありました。

次に、中段②宿泊税に関する宿泊事業者との意見交換会についてです。10月下旬から県内14か所を回り、204人の方が参加され多くの意見をいただきました。使途を明確化し、観光のためだけに使ってほしいといった意見や、地域によって課題や取り組むべき内容が異なるため市町村への配分を手厚くしてほしい、事務負担が軽くなるようにしてほしいといった声を特に多くいただきました。

下段③宿泊事業者へのアンケートについてです。10月31日から約1か月の間に、許可や届出のある県内全ての宿泊施設を対象にアンケートを送付し、約22%にあたる380の施設から回答がありました。

使い道として、受入環境の整備やオーバーツーリズム対策などの持続可能な観光地域づくり、二次交通などの環境の整備を望む声が多数ありました。また、宿泊税導入にあたっての影響や懸念として事務負担や経費負担を心配する声がある一方で、観光地としての魅力や住民生活の向上、地域の賑わいが期待できるといった意見もいただいたところです。

来週15日には第4回目の会議を予定しており、今回の意見交換会やアンケート結果を踏まえ、宿泊事業者の皆さんの負担軽減や各地域の実情に合った制度設計となるよう、引き続き議論を深めていきたいと考えています。

次の8ページを御覧ください。2ツーリズムおおいたの機能強化についてです。

資料上段の①検討状況です。ツーリズムおおいたの会長、副会長等で構成する運営会議、通常年3回開催するものですが、これを6回開催し検討を重ねた上で10月31日に開催した理事会において、目指す姿と組織体制強化の方針等について承認されました。

次に②目指す姿についてです。地域の稼ぐ力を引き出す観光地域づくりの司令塔として、民間視点の機動的な組織、地域に頼られ求められる組織、自ら考え行動する組織への転換を図ります。

下段③組織体制強化の方針についてです。マーケティング機能を強化し、エビデンスに基づく施策展開や事業者支援を推進します。さらに、地域マネジメント機能、地域との関係構築や連携強化を推進します。組織としては、現在、経営管理部、観光企画部、誘致営業部の3部体制を敷いていますが、観光企画部をマーケティング事業部と地域マネジメント部に再編し、4部体制とする方針で検討を進めています。

なお、資料にはありませんが、県においても5月に庁内プロジェクトチームを設置し、組織、人員、予算の一体的な見直しの検討を進めています。ツーリズムおおいたとも密に連携しながら、効果的な推進体制について、来年度からの実現に向けて取組を加速します。

最後に、使途不明金問題についてですが、民事裁判に関して、これまで17回公判が開かれており継続中であることを御報告します。

吉野観光誘致促進室長 資料の9ページを御覧ください。観光誘致の状況についてです。

初めに、大阪・関西万博期間中に実施したデジタルマーケティングに係る情報発信の取組について御説明します。

この取組はターゲットの欄にあるとおり、旅

行に興味のある関西在住の方や万博に関心のある方などに向けて、Instagram等のSNSを活用してデジタル広告を配信するものです。

今回、ねらいの欄にあるように、広告を受け取った方の大分に対する認知度の向上、旅行の行先に大分を追加してもらうことを配信の目的に実施しました。

国内向け配信では、資料中央中段にあるデジタル広告配信の成果にあるとおり6月から10月の万博期間中に1千万件以上の広告配信を行いました。その結果2.09%クリックされ、県の観光サイトやOITA ESSENTIALSのWebサイトに誘導することができました。

また、この広告に接触した方のうち、本県に実際に来訪したかについてもこの調査で計測しており、累計で3,289の方が来訪されました。

一方インバウンド向け配信については、8月から10月の3か月間に230万件以上の広告配信を行い0.24%クリックされ、結果として271人の来訪につながりました。

成果の分析ですが、インバウンド誘客については、万博に訪れることを訪日の主目的としていたため、九州・大分への旅行まで結び付かなかったと推測されます。そのため、情報の配信手段やエリアも含め、取組方法を来年度に向け再検討したいと思います。

国内向け配信については、一定の効果はあったので12月末まで実施し、今回広告配信を行ったターゲットの方々に再度広告配信を行い、行動変容につなげていきます。また、ターゲットごとのクリック率や来訪実績の詳細な分析を行うことで、今後のデジタル広告配信の効率化や広告素材の有効活用を図ります。

次に10ページを御覧ください。

最近の市場の状況について報告します。令和7年10月までの県内延べ宿泊客数は約440万人と昨年同期と比べ5.4%増となっております。国内宿泊客は約344万人とプラス3.7%、外国人宿泊客数は約96万人とプラス1

1. 8%と過去最高のペースで推移しています。インバウンドは、7月5日大地震の噂の影響により韓国や香港市場を中心に一時落ち込みましたが、台湾直行便の影響や秋口の韓国からの旅行需要の回復により、堅調に推移しているところではあります。

インバウンド誘客の取組について、状況を御説明します。まず、台湾についてです。

(1) 教育関係者招聘ツアーです。10月23日に台湾の高校の教員を招聘し、APUの視察や県議会議場の見学などを実施しました。大変有意義な視察であったと好評で、ツアーに参加した新北市立明德高校、新北市立金山高校から、既に来年度の新規の学校交流の申込みをいただきました。また、大分舞鶴高校と国立花蓮女子高校でも一層の連携強化が図られているところではあります。

(2) 教育セミナーについてです。11月11日に台北・新北の両市で開催したセミナーでは、合計27校73名の教育旅行責任者の参加があり、活発な意見交換ができました。その中で、交流を小・中学校間へも拡大したいという意見もいただいたので、教育委員会とともに実現に向けて協議を進めています。

資料右上を御覧ください。豪州についてです。

(1) 豪州からの宿泊客数は、引き続き好調に推移しています。(2)については、JAPAN EXPOの出展やセールスコールを通して、豪州の方が好む体験型コンテンツなどを売り込み、手ごたえを感じているところではあります。特に、国東半島の峯道を巡るトレッキングは複数の旅行会社がツアーを組んでいる人気商品となっています。シドニーから香港経由で福岡県に入り、別府市で1泊、その後杵築市の城下町を巡った後に姫島村で1泊、それから主目的である国東のロングトレイルを4日間楽しむために山香に4泊して福岡県内に1泊してシドニーに戻る行程となっています。予約も2年後の2027年10月催行のツアーまで埋まっています。豪州の訪日客の特徴として、一度気に入った場所は何度も訪れる傾向があるため、国東半島のほかにも、久住高原や竹田市、豊後大野市のジオパ

ーク周辺など県内他地域へも展開し、セールス活動を継続してまいります。

最後に、資料下段を御覧ください。米国についてです。

(1) 観光セミナーの開催です。新たな試みとして実施した②のセミナーでは、参加者であるトラベルアドバイザーを3グループに分け、県職員を交え、本県の観光コンテンツを批評し、コンテンツの魅力を多角的に評価していただきました。それにより、コンテンツの深い理解につながり、ツアー造成の可能性をより高めることができました。

引き続き、各国のニーズに応じたコンテンツを訴求し、アジア圏、欧米豪のインバウンド増加を図ってまいります。

小川委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

宮成副委員長 宿泊税のことですみません。

広域周遊観光を進める中で、それから観光の量がさきほど数字で示されましたけど、質を向上させるというか、高級ホテル、ラグジュアリーホテルとかの進出が控える中で、施設・設備の費用を誰が負担すべきかということを考えながら、宿泊税について個人的に思いを巡らせてみました。やはり立場が違えばそれぞれ利点もそうでない点もあろうかと思えますし、見方を変えれば、異なった景色が見えるんだろうなと思えます。そうした中で、こうやって丁寧に検討を重ねて、報告してくれることはありがたいんですけども、それぞれ立場によって不安とかデメリットとかあると思うんです。そういったものを打ち消していく、解消していく、軽減していく方策がここから求められると思います。

そういった中で、県境の市町村等にとっても、隣県の動向も気になるでしょうし、それから市町村の立場で見ると、宿泊施設が多い市町村とそうでない市町村、観光目的の高い温泉旅館とビジネスホテル、そこら辺を総合的に考える中で、それぞれの立場で考えていく必要があるかと思うんですけども、その辺の進捗状況と、あわせて隣県の状況について教えていただきました

いと思います。

相本観光政策課長 まず、隣県の状況で申し上げますと、実際、宿泊税を導入しているところはお隣の福岡県、九州の中で言うと長崎県が検討を今始めていますし、聞く範囲でいうと熊本市は検討していますけど、熊本県として検討している動きはまだないようです。宮崎県、鹿児島県も同様で、九州の中では、今表立って検討しているのは大分県、長崎県という状況になります。

宿泊税を導入した場合、福岡県が導入して日田市にお客さんが来るかという、実際そういう声はあまり聞かないと、日田温泉の方からは伺っています。ですので、大分県が仮に導入したときに、竹田市、豊後大野市のお客さんが阿蘇に流れるかという御心配を持たれる方はいらっしゃると思いますが、これまでの導入している自治体の事例でいうと、それで流れているという実態は正直確認されていない。ただ、御心配は持たれているので、それは十分説明して理解を求めていく必要があるかと思っています。

また、いろんな立場の方、地域によっても市町村によっても、別府、湯布院などのような観光地とそうでない地域、そもそも宿泊客数も違います。宿泊税である以上、宿泊者が多いところは当然お客さんが多く泊まりますので、仮に県税で導入したとしても、言い方は悪いですけどその地域への見返りというか配分が多くなるのが皆さん予想されると思います。ただ、別府、湯布院などのような観光地ではないところにこそ、これから多く足を運んでもらう。そのために県として入れる意味があるのかなと思っていますので、そういったところに周遊してもらおうための施策を、宿泊税を仮に導入した場合、別府、湯布院からさらに県南・豊肥や県北に行ってもらおう、そういった施策を充実させて、県内での滞在時間の延長とそれ以外の地域への宿泊、宿泊施設がないところは日帰りになるかもしれませんが、そういった形で地域に足を落とす仕組みをしっかりと作って行って、いろんな地域への波及できるような形にしていく必要があるのかなと。

ちょっと話戻しますけど、隣県の場合でいきますと、熊本に隣接しているところは、申し訳ないけど、逆に言うと、熊本空港を降りた人を逆に引っ張るような施策も考えていかないといけない。県北の中津でいえば北九州空港から引っ張ってくることも今後考えていく必要が出てくるのかなと。そういったことも、宿泊税が導入されれば新たな施策として活用できていくのかなと考えています。

宮成副委員長 ありがとうございます。

確認ですが、隣県との意見交換というか協議等は、まだ行っていない段階ということでしょうか。

渡辺観光局長 私からお答えします。

宿泊税導入に関して、ほかの県と打ち合わせはしておりませんが、当然、先進県である福岡県には調査というか意見を伺う場面もございますし、九州各県の各観光部局長が集まる会議、それから課長が集まる会議では意見交換もしております。長崎県も今導入の準備をしておりますけど、いろいろと御苦労があると聞いております。これ自体は、各自治体、地域ごとの考え方があります。導入するしない、トップの判断もありますし、地域の状況もありますので、相談して一緒に導入しましょうという類いのものでもないかと思っております。

ただ、やはり九州どこも同じことなんですけれども、大分県においても、別府、湯布院が今観光の中心で人がたくさん来ているようで、目先では、こういったところのオーバーツーリズム対策とか、インバウンド対応のために宿泊税が必要という見方も多いかと思っておりますけれども、さきほど担当課長が申しあげましたとおり、この先人口減少が非常に厳しい状況になってくる。地域の産業を維持する、地域の活力を維持するということが非常に厳しい深刻な状況であると考えています。

そのために地域の観光産業を活性化して、そこに外の人を呼び込んで地域にお金を落として、そして地域経済を回していくということを少しでもやる。そして、観光産業における地域の雇用を増やししながら、若い人に地域に残ってもら

う、外から地域に移住してもらうことも併せて進めないと、大分県の地域自体、観光産業だけではなく、地方で暮らす根本的な状況が改善されないと思います。

そのために観光分野でやるべきことといえば、将来的なこういう財源をしっかりと確保して、地域のために投資をする準備をしておくことだと思っております。これは、ほかの県の担当部局長に聞いても同じ考えであります。事情によってまだ熊本県なんかは進められない、宮崎県もまだちょっと進める状況にないという話は聞いていますが、やはり将来的にはどこもそういうことを準備する方がいいんじゃないかという考えは皆さんお持ちのようです。

そういう中で今、大分県では、各市町村とそれから観光事業者の方々とたくさん議論をする場を設けているので、皆さんの御意見もいただきながら、なるべく円滑に、そしてなるべくたくさんの御意見、批判的なことも伺いながら、しっかりそういった疑問とか懸念に答えを出しつつ進めていければと考えております。

宮成副委員長 ありがとうございます。

この問題は、恐らく小さな宿泊施設、それと市町村のいくつかが慎重な姿勢を示してくるんだらうなと思いますけれども、仮に導入したときにどのような効果をもたらすのかということとか、それから一つ一つの不安に対して打ち消していく、それから支援していく方策とかを伝える中で、やはり長い目で見たら今渡辺局長が言われたとおりでと思いますので、一つ一つ潰していくんだらうと思います。最後確認ですけれども、スケジュール感はどういう話でしたっけ。もし分かれば、今伝えられる範囲で教えてください。

相本観光政策課長 今の検討会議自体は、年明け2月に第5回目で報告書をまとめる予定にしております。その後、県としてどう判断するかということになっておりますので、具体的にいつ入れる入れないというところは現状まだ何も決めてはいません。もともとこの検討会議自体、導入の是非から判断するので、まだ導入ありきではないので、来年2月の報告書を受けてから

とは考えております。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 委員外議員の方は、質疑等ありませんか。

今吉委員外議員 宿泊税なんですけど、当然税を取って観光に充てる財源になるんでしょうけど、今、入湯税というのがあるでしょう。入湯税もやっぱり地域のために使っているんですかね。

相本観光政策課長 入湯税については、基本的には地方税法で決められた法定税であり、市町村税として、いわゆる鉱泉施設に入られるときに基本1人150円徴収するものとなっております。法律上の定めとしては、環境衛生や鉱泉源の保護管理、また消防施設の整備並びに観光の振興に要する整備となっております。結構幅広いジャンルで、市町村においてその目的の範囲内において充当されているものと理解しております。

今吉委員外議員 ある人に聞いたんですけど、入湯税の徴収方法、申告をあまりしていない人が多いというような話があったんですが、そこはどうなんでしょうか。

相本観光政策課長 入湯税は市町村税になるので、詳細は全部を把握しているわけではございませんが、正直、温泉施設のある宿に泊まっても、宿泊者によっては、大浴場に入っていないから私は入湯税を払わないよという人がいるとか、温泉施設がある施設でも私は入っていないよとかいう声を聞く例もあります。基本的には、入湯税の徴収方法が特別徴収ということで、鉱泉施設がある施設又は宿泊施設が特別徴収義務者となって、利用者からお金を預かって各市町村に納める形になりますので、正直者がばかを見ているという実態が一部あるという声は確かにあるとは思いますが、ここは基本的には利用された方の税を預かって、施設を持たれている方が各市町村に申告して納める制度にはなっております。さきほどおっしゃられたように、利用者が、私は入っていないというところをどう突き止めるのかという問題点があるのは否め

ないという話は聞いたことがあります。

今吉委員外議員 利用者もあるけど、申告すべきなのにしていない人が多いという話があるんだけど、それだと宿泊税も心配なのよね。ちゃんと正式に申告できるような制度を作らないと、入湯税はあんまり払わん人が多いんじゃないかという話があるんです。

相本観光政策課長 宿泊税を仮に導入したとなった場合に、基本的には宿泊した人数掛ける料金というのが、定額制の考え方ですので、基本的に宿帳で、全部で何人泊まったかというのは確認できます。県税事務所等が調査に行くと宿帳と突き合わせれば、不正申告はないことが確認できると思っておりますので、仮に導入されたら、その辺はしっかりと対応していく必要があると思っております。

今吉委員外議員 それと観光誘致なんですけど、県の特色のあるのをやっぱりPRするわけでしょう。九州1軒の和傘屋はこういうのに入れてもらえないんでしょうかね、県の特色として。

吉野観光誘致促進室長 当然、いろいろな文化施設、文化財がありますので、もちろん中津市の和傘も非常に大事な観光資源、コンテンツの一つだと私たちは思っております。当然入れてセールスはしておりますので、御安心ください。

今吉委員外議員 入れる前に利用してください。よろしくをお願いします。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

予定している案件は以上ですが、この際何かありませんか。

堤委員 佐賀関の大火の関係で、あそこは八潮工業という独自のおもり、針を作っている工場が全焼して、今、漁協が何とかしようとして協議をしているんだけど、確かに直接は市の関係となると思うんだけど、県として、そういう特殊な大分県の産業、関あじ・関さばを釣るための産業の振興という立場から、何か検討されているのかなというのが一つ。

それと、竹工芸訓練センターはここでいいの

かな。全国的に人気があって、定員を超える希望があって、全国的にも大分の竹細工をアピールするためにも、場所がちょっと狭いのではないかという意見が出てきているらしいですね。例えば、近くに南石垣支援学校等もあるので、そういういろんな土地の活用をしたらどうかという意見が出されております。定員増とか移転について、また考えが何かあれば聞かせてください。

その2点です。お願いします。

市原商工観光労働企画課長 1点目の佐賀関の八潮工業の関係でございます。

マスコミ等でもかなり大々的に取り上げられて、社長さんもインタビューを受けられたということです。インタビューの中では、ちょっと年齢的にきついかかと、もうやめようかとか、一方で新聞報道では、まだまだやっぱりやらんといけんとかいうことで、なかなか御本人も意思がまだはっきり決まっていないような状況です。大分商工会議所も一度12月の頭に訪問して、直接避難所に行って社長さんに話を聞いて御意向を確認しましたけれども、はっきりとはまだ決めかねていると。まずはやはり御自身の生活のところからという状況であります。

仮に御本人が事業継続をするという場合には、一応県の方では、一つは被災地域小規模事業者持続化支援事業費補助金、これが大規模災害で被災した小規模事業者の復旧復興に要する経費ということで、こういった補助金があります。補助上限が200万円です。県が150万円、市が50万円ということで、補助率が3分の2です。県が2分の1、市が6分の1となります。それが一つ。

もう一つ。県の制度資金による融資ということで、災害復旧資金の一般融資というのがあります。

一応この2点で、もし事業を継続する場合であれば、しっかり対応したいと思っております。

佐藤産業人材政策課長 竹工芸訓練センターの件についてです。まず1点目として、結構竹工芸訓練センターは音がうるさい、竹を割る音がかなりするという問題がございまして、南石垣

支援学校は確かにいい場所にあるんですけど、逆にその分一般家庭がありますので、ちょっと騒音が厳しいかなと思っております。今のところも周辺に住宅があるんですけど、元々竹工芸訓練センターがあったところに皆さん来ているので、苦情は来ていない状況ですが、仮に南石垣支援学校のところに行くと、周辺からかなり苦情が出るんじゃないかなと懸念しています。

あと、定数の件ですけど、卒業後の進路とかそこら辺の課題もありますので、そこはまた、どうするかというのはしっかりと考えていく必要があるかなと思っております。

小川委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 ほかにないので、これをもって商工観光労働部関係を終わります。執行部はお疲れ様でした。

委員外議員の皆様もお疲れ様でした。

委員の皆様はこの後、協議を行いますので、このままお待ちください。

〔商工観光労働部、委員外議員退室〕

小川委員長 これより内部協議に入ります。

閉会中の所管事務調査についてお諮りします。

お手元に配布のとおり、各事項について閉会中、継続調査をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

小川委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

小川委員長 別にないので、これをもって商工観光労働企業委員会を終わります。

お疲れ様でした。